

旧耐震基準で建築した木造住宅を所有している皆さんへ

## 木造住宅の耐震改修に係る設計費・工事費の一部を補助します



村では、下記の要件に該当する木造住宅の耐震改修(旧耐震基準で建築した木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事)の費用の一部を補助します。詳細は、お問い合わせください。

### 補助対象

村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が、所有かつ居住し▽旧耐震基準により建築確認を受けて建築された▽地上階数が2以下▽延べ床面積が30平方メートル以上(店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の2分の1以上)▽耐震診断における上部構造評点が1.0未満——を満たす木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事

### 募集戸数

各先着2戸(▽耐震改修設計費に対する補助▽耐震改修工事費に対する補助)

### 補助額

▽耐震改修設計費に対する補助…補助対象経費の3分の2(上限10万円/戸)▽耐震改修

工事費に対する補助…補助対象経費の100分の23(上限30万円/戸)※補助額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額となります。

### 申し込み・問い合わせ

都市政策課(役場行政棟2階)備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請書に記載された書類を添えて、6月30日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)へ申し込みください。※▽実績報告書は必要事項を記入し、必要書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日または令和6年3月29日(金)のいずれか早い日に、提出してください。▽補助金交付請求書は、村から発行される補助金確定通知書の受理後に、必要事項を記入し、補助金確定通知書の写しを添えて、提出してください。



## 木造住宅の耐震診断を無料で実施します！

**対象**▼村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が、所有かつ居住し▽昭和56年5月31日以前に着工▽「り災証明書」の判定が、全壊・大規模半壊・半壊以外▽在来軸組構法▽地上階数が2以下▽延べ床面積が30平方メートル以上(店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の2分の1以上)——を満たす木造住宅

**その他**▼▽今年度の実施予定数は先着2戸となります。▽この耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の規定に基づく一般診

断で、耐震補強が必要かどうかを判定するためのものです。▽茨城県木造住宅耐震診断士(茨城県知事が認定した建築技術者で、クレジットカードサイズの認定証を携帯)がお宅に伺い、ヒアリング・外部調査・内部調査等の現地調査を行います。▽地震等で被災した住宅の補修・改修方法を提案するための診断ではありません。

**申し込み・問い合わせ**▼都市政策課(役場行政棟2階)備え付けの申請書に必要事項を記入の上、7月31日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)へ申し込みください。